

証券コード 1921
令和4年6月9日

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

株 主 各 位

東京都中央区月島四丁目16番13号
株式会社 バコーポレーション
取締役社長 深 沢 隆

第90回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第90回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会につきましては、新型コロナウイルス感染症に対する適切な感染防止策を実施させて頂いたうえで、開催させて頂くことといたしました。

入場時には、ご迷惑をお掛けいたしますが、何卒宜しくお願いいたします。

なお、当日ご出席されない場合は、書面またはインターネットによって議決権を行使することができますので、株主の皆様におかれましては、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、令和4年6月28日（火曜日）午後5時までに議決権行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 令和4年6月29日（水曜日）午前10時

2. 場 所 東京都中央区月島四丁目16番13号
当社本社2階会議室（末尾の「株主総会会場ご案内」をご参照ください。）

3. 目的事項
報告事項 1. 第90期（令和3年4月1日から令和4年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第90期（令和3年4月1日から令和4年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 定款一部変更の件

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）6名選任の件

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

株主総会招集ご通知添付書類の、事業報告のうち「5. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要」、連結計算書類の「連結注記表」及び計算書類の「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第12条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.tomoe-corporation.co.jp/>）に掲載しておりますので、本添付書類には記載しておりません。

なお、「5. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要」は、監査等委員会が監査報告書を作成するに際して監査した事業報告の一部であり、「連結注記表」及び「個別注記表」は、会計監査人が会計監査報告書を、監査等委員会が監査報告書をそれぞれ作成するに際して監査した連結計算書類及び計算書類の一部であります。

株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、上記当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

〈株主様へのお願い〉

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、間隔をあけた座席配置とさせていただきますとともに、ご出席の株主様には株主総会会場内にてマスク着用等のご協力をお願い申し上げます。その他、取締役及び係員のマスク着用やアルコール消毒液の設置など、感染予防措置を講じてまいります。

本株主総会にご出席される株主様は、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

また、本株主総会にご出席予定の株主様におかれましては、株主総会開催日時点の流行状況やご自身の体調をご確認のうえ、体調のすぐれない場合には、どうぞご無理をなさらないようお願い申し上げます。

株主総会にご出席の株主様にお配りしておりました粗品は取りやめさせて頂いております。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

なお、昨年同様、インターネットによる議決権行使が可能となっております。つきましては、書面とインターネットにより二重に議決権行使をされた場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いさせていただきます。また、インターネットによって複数回議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いさせていただきます。



招集ご通知の主要なコンテンツが、スマートフォン・パソコンでご覧頂けます。

当社では、スマートフォン等で招集ご通知の主要なコンテンツの閲覧がより簡単に行えるサービスを導入しております。

下記のURL又はQRコードによりアクセス頂きご覧ください。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

<https://p.sokai.jp/1921/>





議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。

株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

令和4年6月29日(水曜日)
午前10時(受付開始：午前9時)

書面(郵送)で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

令和4年6月28日(火曜日)
午後5時00分到着分まで

インターネットで議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

令和4年6月28日(火曜日)
午後5時00分入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 ○○○○○○○○ 議決権の数 XX 股

〇〇〇〇 御中

××××年 ×月××日

〇〇〇〇〇〇

スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード

見本

〇〇〇〇〇〇

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1、2号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

第3、4号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

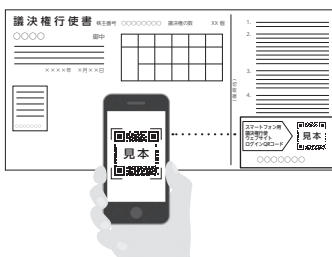
書面とインターネットにより、二重に議決権行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いさせていただきます。また、インターネットによって複数回議決権行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いさせていただきます。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

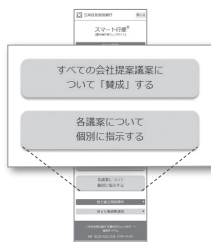
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

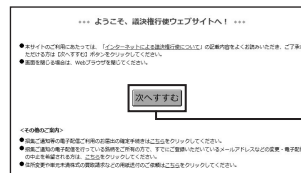
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できません。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などが不明な場合は、右記にお問い合わせください。

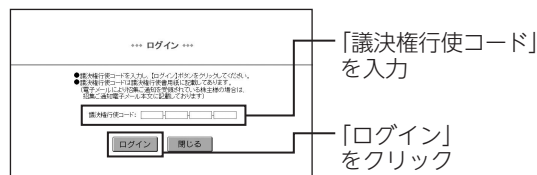
議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

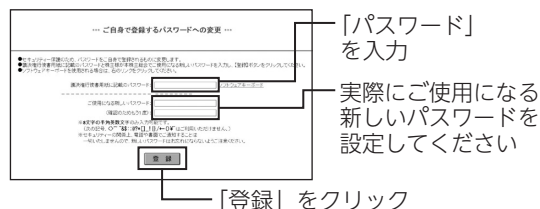
- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 9:00~21:00)

株主総会参考書類

第1号議案

剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、長期的な観点から安定的配当に努め、経営基盤の充実と企業競争力の強化を図るべく内部留保の充実に留意し、業績及び将来の見通し等総合的な観点から利益還元を行うことを基本方針としております。

第90期の期末配当につきましては、当期の業績動向を踏まえ、株主の皆様の日頃のご厚誼にお応えするため、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 配当財産の種類
金銭
2. 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金12円
配当総額は、485,968,380円
3. 剰余金の配当が効力を生じる日
令和4年6月30日

定款一部変更の件

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が令和4年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款を変更するものであります。

- (1) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられること及び株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第12条（電子提供措置等）を新設するものであります。
- (2) 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第12条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- (3) 上記の新設及び削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）</u></p> <p>第12条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係わる情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>	<p>（削 除）</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>附則</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p style="text-align: center;">(電子提供措置等)</p> <p><u>第12条</u> 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとるものとする。</p> <p>当社は、電子提供措置をとる事項のうち財務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> <p>附則</p> <p style="text-align: center;">(電子提供措置等に関する経過措置)</p> <p><u>第3条</u> 現行定款第12条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除及び変更案第12条（電子提供措置等）の新設は、令和4年9月1日から効力を生ずるものとする。</p> <p>前項の規定にかかわらず、令和4年9月1日から6月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第12条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）は、なお効力を有する。</p> <p>本附則は、令和4年9月1日から6月を経過した日又は前項の株主総会の日から3月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

第3号議案**取締役（監査等委員である取締役を除く）6名選任の件**

取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）全員（5名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役6名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会において検討がなされましたが、意見はございませんでした。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における地位	
1	<small>ふかさわ たかし</small> 深沢 隆	代表取締役社長社長執行役員	再任
2	<small>たかもと としゆき</small> 高本 敏行	取締役専務執行役員	再任
3	<small>かんざき けんじ</small> 神崎 謙二	取締役専務執行役員	再任
4	<small>みき やすひろ</small> 三木 康裕	取締役常務執行役員	再任
5	<small>にしはら ひろあき</small> 西原 普明	取締役常務執行役員	再任
6	<small>やまうち ひろふみ</small> 山内 博文	常務執行役員	新任

再任 再任取締役候補者 **新任** 新任取締役候補者

候補者番号

1

ふかさわ
深沢

たかし
隆 (昭和30年2月26日生)

所有する当社の株式数…………… 106,000株
在任年数…………… 15年
取締役会出席状況…………… 10/10回

再任

【略歴、当社における地位及び担当】

昭和52年4月	当社入社	平成22年6月	当社副社長執行役員
平成14年6月	当社取締役、鉄構営業部門担当兼 鉄構営業第一部統括部長	平成23年6月	当社事業部門長兼営業統括
平成17年7月	当社執行役員、事業開発部兼鉄構 部門担当	平成24年6月	当社事業部門長
平成18年1月	当社常務執行役員	平成25年6月	当社代表取締役（現任）
平成19年6月	当社取締役（現任）	平成26年6月	当社取締役社長兼社長執行役員 （現任）
平成20年6月	当社鉄構部門・事業開発部担当兼 事業開発部長	令和3年4月	当社事業部門総括 現在に至る
平成21年6月	当社専務執行役員、鉄構部門長、 事業開発部担当		

【重要な兼職の状況】

なし

取締役候補者とした理由

当社事業における豊富な知識と経験を活かし、さらなる事業の拡大に貢献するとともに、当社グループの経営を牽引し、経営の重要事項の決定、グループ全体の監督機能強化を期待できるものと判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

候補者番号

2

たかもと としゆき
高本 敏行

(昭和29年8月7日生)

所有する当社の株式数…………… 21,200株
在任年数…………… 7年
取締役会出席状況…………… 10/10回

再任

【略歴、当社における地位及び担当】

昭和48年4月	当社入社	平成27年6月	当社取締役（現任）
平成17年8月	当社鉄構部門鉄構営業部副部長	平成28年4月	当社鉄構事業副事業部長兼西日本営業統括
平成20年4月	当社大阪支店長	平成30年6月	当社専務執行役員（現任）
平成22年10月	当社鉄構部門鉄構営業副統括兼鉄構営業第一部長	令和2年4月	当社鉄構事業部長
平成23年6月	当社執行役員、事業部門営業副統括兼鉄構営業第一部長兼営業管理部部長	令和2年6月	株式会社札幌巴コーポレーション代表取締役社長（現任）
平成24年6月	当社鉄構営業統括	令和3年4月	当社営業総括
平成26年6月	当社常務執行役員	令和4年4月	当社鉄構部門長、工場生産総括 現在に至る

【重要な兼職の状況】

株式会社札幌巴コーポレーション代表取締役社長

取締役候補者とした理由

鉄構事業を担当する取締役として、豊富な営業経験と実績を活かし、さらなる事業の拡大に貢献できるものと判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。

候補者番号

3

かんざき けんじ
神崎 謙二

(昭和33年4月11日生)

所有する当社の株式数…………… 8,800株
在任年数…………… 1年
取締役会出席状況…………… 8/8回

再任

【略歴、当社における地位及び担当】

昭和56年4月	当社入社	令和3年4月	当社常務執行役員、建設部門長（現任）
平成21年4月	当社建設部門建設工事部副部長	令和3年6月	当社取締役（現任）
平成27年7月	当社事業部門建設工事部長	令和4年4月	当社専務執行役員 現在に至る
平成30年4月	当社執行役員		
令和2年4月	当社上席執行役員、事業部門建設事業建設工事統括（現任）		

【重要な兼職の状況】

なし

取締役候補者とした理由

建設工事の責任者としての豊富な知識と経験を活かし、客観的かつ長期的観点から業務執行を行い、さらなる企業価値向上に貢献し、当社取締役としての責務を十分果たし得る人物と判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。

候補者番号

4

み き や す ひ ろ
三木 康裕 (昭和39年7月13日生)

所有する当社の株式数…………… 3,900株
在任年数…………… 3年
取締役会出席状況…………… 10/10回

再任

【略歴、当社における地位及び担当】

昭和62年4月	株式会社住友銀行（現株式会社三井住友銀行）入行	平成27年4月	アジアSMBCKAPITAL・マーケット会社（香港）社長
平成21年4月	同行東京中央法人営業第三部副部長	平成29年9月	株式会社三井住友銀行監査部上席審査役
平成23年4月	同行ストラクチャー審査部上席審査役	平成31年4月	当社入社、常務執行役員（現任） 本社部門副部門長
平成25年4月	SMBCKAPITAL・マーケット会社（ニューヨーク）副社長	令和元年6月	当社取締役（現任）
		令和2年6月	当社本社部門長 現在に至る

【重要な兼職の状況】

なし

取締役候補者とした理由

金融機関での豊富な知見を有しており、客観的かつ長期的観点から業務執行を行い、さらなる企業価値向上に貢献し、当社取締役としての責務を十分果たし得る人物と判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。

候補者番号

5

にしはら ひろあき
西原 普明 (昭和33年1月4日生)

所有する当社の株式数…………… 11,400株
在任年数…………… 3年
取締役会出席状況…………… 10/10回

再任

【略歴、当社における地位及び担当】

昭和57年4月	当社入社	平成28年4月	当社上席執行役員、小山工場長
平成17年8月	当社小山工場生産管理部副部長	平成30年4月	当社常務執行役員（現任） 工場統括
平成19年4月	当社小山工場製造部長	令和元年6月	当社取締役（現任）
平成22年10月	株式会社東北巴コーポレーション 代表取締役社長 （令和4年6月退任予定）	令和2年4月	当社鉄構事業副事業部長
平成24年3月	当社小山工場副工場長	令和3年4月	当社鉄構部門長
平成27年6月	当社執行役員	令和4年4月	当社事業開発部門長 現在に至る

【重要な兼職の状況】

株式会社東北巴コーポレーション代表取締役社長（令和4年6月退任予定）

取締役候補者とした理由

当社事業における豊富な知識と経験を活かし、事業開発部門を統括し、さらなる事業の拡大に貢献できるものと判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

候補者番号

6

やまうち ひろふみ
山内 博文

(昭和31年9月22日生)

所有する当社の株式数…………… 18,000株
在任年数…………… 一年
取締役会出席状況…………… 一回

新任

【略歴、当社における地位及び担当】

昭和55年4月	当社入社	平成28年4月	当社東京支店長
平成16年6月	当社本社部門本社管理部副部長	平成29年4月	当社上席執行役員
平成16年10月	当社本社部門本社管理部長	令和元年10月	当社建設営業統括、東日本営業統括（現任）
平成20年12月	当社鉄構部門購買部長	令和3年4月	建設部門副部門長（現任）
平成23年6月	当社事業部門建設営業部長	令和4年4月	当社常務執行役員
平成25年6月	当社執行役員		現在に至る
平成26年6月	当社建設営業副統括		

【重要な兼職の状況】

なし

取締役候補者とした理由

建設営業の責任者としての豊富な営業経験と実績を活かし、さらなる事業の拡大に貢献し、当社取締役としての責務を十分果たし得る人物と判断し、取締役候補者としての選任をお願いするものであります。

- (注) 1.各取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
- 2.当社は、当社取締役及び「(6)重要な子会社の状況」(21ページ)に記載の当社子会社の取締役及び監査役(当事業年度中に在任していた者を含む。)を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、保険料は全額当社が負担しております。当該保険契約では、被保険者が職務の執行につき行った行為(不作為を含む)に基づいて、保険期間中に損害賠償請求を受けた場合に、被保険者が法律上負担すべき損害賠償金及び訴訟費用を補填することとされております。但し、被保険者の職務執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者が違法に利益又は便宜を得たこと、犯罪行為、不法行為、詐欺行為又は法令、規則に違反することを認識しながら行った行為に起因する損害賠償につきましては補填されません。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は、1年毎に契約更新しております。

監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。
監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における地位			
1	ほりきり よしひろ 堀切 良浩	取締役常勤監査等委員	再任	社外	独立
2	こんどう かずき 近藤 一樹	取締役常勤監査等委員	再任	社外	独立
3	もとゆいしょうじろう 元結正次郎	取締役監査等委員	再任	社外	独立

再任 再任取締役候補者 社外 社外取締役候補者 独立 証券取引所の定めに基づく独立役員

候補者番号

1

ほりきり よしひろ
堀切 良浩

(昭和34年3月1日生)

所有する当社の株式数…………… 3,300株
在任年数…………… 6年
取締役会出席状況…………… 10/10回

再任

【略歴、当社における地位及び担当】

昭和56年4月	株式会社日本興業銀行（現株式会社みずほ銀行）入行	平成24年4月	保土谷化学工業株式会社執行役員 経理部長
平成14年1月	同行大阪営業第三部第二班副参事役	平成26年6月	同社取締役兼常務執行役員
平成19年4月	株式会社みずほ証券金融・公共法人営業グループ統括部長	平成28年6月	当社社外取締役（監査等委員） 現在に至る
平成20年7月	市光工業株式会社執行役員経理本部長		

【重要な兼職の状況】

なし

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

平成28年6月に当社監査等委員である社外取締役に就任後、これまでの経験をもとに有益な発言を頂いていることから、引き続き監査等委員である社外取締役としての選任をお願いするものであります。

候補者番号

2

こんどう かずき
近藤 一樹

(昭和38年4月7日生)

所有する当社の株式数…………… 1,400株
在任年数…………… 2年
取締役会出席状況…………… 10/10回

再任

【略歴、当社における地位及び担当】

昭和62年4月	株式会社三菱銀行（現株式会社三菱UFJ銀行）入行	平成24年9月	同行新丸の内支店長兼東京営業部長
平成18年1月	株式会社三菱東京UFJ銀行（現株式会社三菱UFJ銀行）大阪営業本部大阪営業第一部長	平成27年6月	エム・ユー・フロンティア債権回収株式会社執行役員法人業務本部副部長兼法人業務第1部長
平成21年10月	同行世田谷支社長	令和元年6月	同社常務取締役
平成23年6月	同行人事部（大阪）副部長	令和2年6月	当社社外取締役（監査等委員） 現在に至る

【重要な兼職の状況】

なし

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

これまでの豊富な経験をもとに、多角的な観点から職務を適切に遂行できると判断し、引き続き監査等委員である社外取締役としての選任をお願いするものであります。

再任

【略歴、当社における地位及び担当】

昭和60年 4月	東急建設株式会社入社	平成23年 7月	同教授昇任
平成 7年 4月	国立東京工業大学大学院総合理工 学研究科人間環境システム専攻助 教授着任	平成28年 4月	国立大学法人東京工業大学環境・ 社会理工学院教授（現任）
		令和 2年 6月	当社社外取締役（監査等委員） 現在に至る

【重要な兼職の状況】

国立大学法人東京工業大学環境・社会理工学院教授

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

当社が得意とする構造業務に精通しており、その豊富な経験をもとに、多角的な観点から職務を適切に遂行できると判断し、引き続き監査等委員である社外取締役としての選任をお願いするものであります。

- (注) 1.各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
- 2.堀切良浩、近藤一樹、元結正次郎の各氏は、社外取締役候補者であります。
- 3.堀切良浩氏の監査等委員である社外取締役の在任期間は、本総会終結の時をもって6年となります。
- 4.近藤一樹氏、元結正次郎氏の監査等委員である社外取締役の在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。
- 5.当社と堀切良浩氏、近藤一樹氏、元結正次郎氏との間で、当社定款及び会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に定める損害賠償責任を法令が定める額に限定する契約を締結しております。なお、各氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。
- 6.当社は、当社取締役及び「(6)重要な子会社の状況」（21ページ）に記載の当社子会社の取締役及び監査役（当事業年度中に在任していた者を含む。）を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、保険料は全額当社が負担しております。当該保険契約では、被保険者が職務の執行につき行った行為（不作為を含む）に基づいて、保険期間中に損害賠償請求を受けた場合に、被保険者が法律上負担すべき損害賠償金及び訴訟費用を補填することとされております。但し、被保険者の職務執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者が違法に利益又は便宜を得たこと、犯罪行為、不法行為、詐欺行為又は法令、規則に違反することを認識しながら行った行為に起因する損害賠償につきましては補填されません。各候補者が取締役を選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は、1年毎に契約更新しております。
- 7.社外取締役堀切良浩氏、近藤一樹氏、元結正次郎氏につきましては、東京証券取引所及び札幌証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。なお、各氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員として届け出る予定であります。

【ご参考】株主総会後の取締役会のスキルマトリックス

本招集ご通知記載の候補者を原案通りご選任いただいた場合、当社の取締役会は以下のようなスキルを持ったメンバーにより構成されることになります。

氏名	当社における地位 (予定)	企業経営	財務会計	コンプライアンス	安全品質 環境	営業戦略	生産・施工技術	不動産	事業開発	独立性
深 沢 隆	代表取締役社長 社長執行役員	●	●	●	●	●	●	●	●	
高 本 敏 行	代表取締役 専務執行役員			●	●	●				
神 崎 謙 二	取締役 専務執行役員			●	●		●			
三 木 康 裕	取締役 常務執行役員		●	●	●			●		
西 原 普 明	取締役 常務執行役員			●	●		●		●	
山 内 博 文	取締役 常務執行役員			●	●	●				
堀 切 良 浩	取締役 (常勤監査等委員)	●	●	●	●			●		●
近 藤 一 樹	取締役 (常勤監査等委員)	●	●	●	●			●		●
元 結 正 次 郎	取締役 (監査等委員)			●	●		●		●	●

※上記の一覧表は各氏の経験などを踏まえ、より専門的な知見を有する分野を表しており、該当するすべての知見を表すものではありません。

以 上

(添付書類)

事業報告

(令和3年4月1日から
令和4年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症による厳しい状況が残り、一部に弱さが見られましたが、感染対策に万全を期し、経済社会活動が正常化に向かう中で、各種政策の効果もあり、個人消費に持ち直しの動きが見られ、緩やかな回復基調で推移いたしました。しかしながら、ウクライナ情勢等による不透明感や原材料価格の上昇、供給面での制約等による下振れリスクなどの懸念が高まる状況となりました。

当業界におきましては、民間設備投資に持ち直しの動きが見られ、公共投資も底堅い動きとなっております。しかしながら、原材料価格の上昇や新型コロナウイルス感染症の影響が不透明であり、これらの動向が内外経済に与える影響に十分注意する必要があります。

このような情勢下におきまして、当社グループは懸命な事業活動を展開いたしました結果、当連結会計年度の受注高は、前期を74%上回る386億4千2百万円、売上高につきましては前期を9%上回る253億1百万円となりました。

次にその内容について申し上げます。

受注工事の主なものは、TDK株式会社（仮称）稲倉西サイトA1棟建設計画（TDK株式会社）、品川開発プロジェクト（第I期）3街区（東日本旅客鉄道株式会社）、品川開発プロジェクト（第I期）4街区（東日本旅客鉄道株式会社）、R3圏央道五霞高架橋上部工事（国土交通省 関東地方整備局）、東海環状板屋川高架橋鋼上部工事（国土交通省 中部地方整備局）などがあります。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

売上高につきましては、鉄構建設事業が前期を10%上回る232億7千7百万円となりました。不動産事業は、前期とほぼ横ばいの20億2千4百万円となりました。

売上高の構成比は、鉄構建設事業92%、不動産事業8%であります。

なお、完成工事の主なものは、銀座ヨシノヤ本社ビル新築工事（株式会社銀座ヨシノヤ）、エンドウメタル工業株式会社本社工場新築工事（エンドウメタル工業株式会社）、江東区立南砂中学校校舎その他改修工事（東京都江東区）、名古屋造形大学移転新築工事（学校法人同朋学園）、北陸新幹線福井駅新築旅客上屋鉄骨工事（独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構北陸新幹線建設局）、恵那分岐線新設愛岐幹線No.93（中部電力パワーグリッド株式会社）、一般国道119号上戸祭立体（仮称）鋼橋上部工建設工事その2（栃木県）などであります。

以上の結果、次期への繰越高は前期を31%上回る366億1千6百万円となりました。

当連結会計年度の企業集団の受注高・売上高・繰越高

(単位：百万円)

区 分	前 期 繰 越 高	当 期 受 注 高	当 期 売 上 高	次 期 繰 越 高
鉄 構 建 設 事 業	27,977	38,642	23,277	36,616
不 動 産 事 業	—	2,024	2,024	—
合 計	27,977	40,666	25,301	36,616

- (注) 1.不動産事業の当期受注高は、便宜上、その売上高を記載しております。
2.記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。
3.「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 令和2年3月31日）等を当連結会計年度の期首から適用しており、当連結会計年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

利益につきましては、経常利益は39億3千1百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は27億5千6百万円となりました。

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度中の企業集団の設備投資等の状況につきましては、十和田工場管理棟新築工事その他で11億4千5百万円の設備投資を実施いたしました。

(3) 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

(4) 対処すべき課題

今後のわが国経済の見通しにつきましては、新型コロナウイルス感染症の影響や、ウクライナ情勢等による不透明感が見られる中で、原材料価格等の高騰など依然予断を許さない状況が続くものと思われまます。

当業界におきましても、引き続き都市部の大型再開発案件、インフラの老朽化対策等が見込まれておりますが、建設資材の価格が高水準で推移していることから、企業収益が圧迫されることが懸念されます。

このような状況下、当社グループは、中期経営計画『TOMOE KEEP on 3』の最終年度にあたり、真価を問われる節目の一年になります。

前例踏襲主義からの脱却を図り、業務の効率化、工数削減によるコスト削減や調達力強化による変動費削減を進め、中期経営計画を達成することにより次代の企業価値向上に繋げてまいります。

株主の皆様におかれましては、何卒今後ともご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況の推移

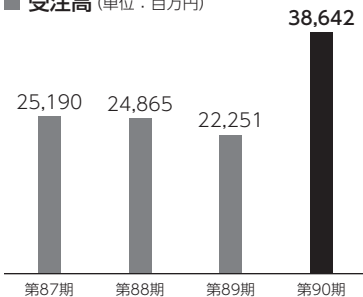
企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分	第 87 期 (30.4~31.3)	第 88 期 (31.4~2.3)	第 89 期 (2.4~3.3)	第 90 期 (3.4~4.3)
受 注 高	25,190百万円	24,865百万円	22,251百万円	38,642百万円
売 上 高	32,584百万円	31,683百万円	23,222百万円	25,301百万円
親会社株主に帰属 する当期純利益	3,086百万円	2,022百万円	1,679百万円	2,756百万円
1株当たり当期純利益	77円96銭	51円10銭	42円42銭	69円64銭
総 資 産	54,878百万円	43,404百万円	51,005百万円	51,635百万円

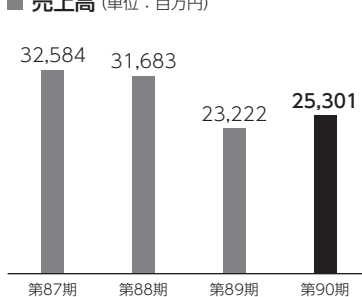
(注) 1.記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

2.「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 令和2年3月31日)等を当連結会計年度の期首から適用しており、当連結会計年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

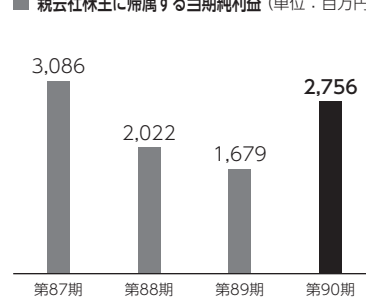
■ 受注高 (単位：百万円)



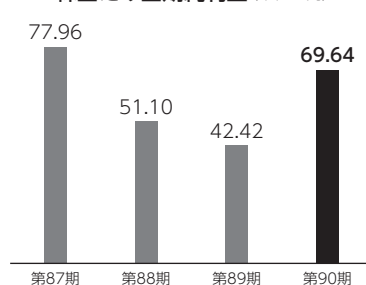
■ 売上高 (単位：百万円)



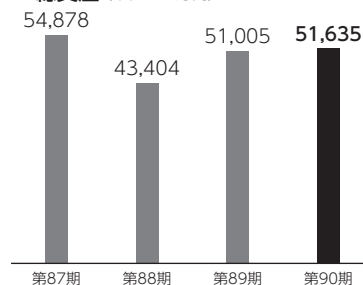
■ 親会社株主に帰属する当期純利益 (単位：百万円)



■ 1株当たり当期純利益 (単位：円)



■ 総資産 (単位：百万円)



(6) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
(株)札幌巴コーポレーション	50百万円	87.5%	鋼構造物の製作、施工
(株)東北巴コーポレーション	80百万円	70.0%	鋼構造物の製作、施工

(7) 主要な事業内容（令和4年3月31日現在）

当社グループは、当社、子会社2社及び関連会社2社で構成されており、建設業法による特定建設業者（特－2第4607号）として国土交通大臣の許可と、宅地建物取引業法による宅地建物取引業者（3）第87727号として東京都知事の免許を受けて、次の事業を行っております。

鉄構建設事業……………立体構造物・橋梁・鉄骨・鉄塔の設計、製作、施工並びに総合建設工事の企画、設計、施工

不動産事業……………不動産の売買、管理及び賃貸借並びにこれらの仲介

(8) 主要な営業所及び工場（令和4年3月31日現在）

本社	東京都中央区月島四丁目16番13号
支店	東京支店（東京都中央区）
	札幌支店（北海道札幌市）
	東北支店（宮城県仙台市）
	宇都宮支店（栃木県宇都宮市）
	名古屋支店（愛知県名古屋市）
	大阪支店（大阪府大阪市）
	九州支店（福岡県福岡市）
工場	小山工場（栃木県小山市）
	札幌工場（北海道北広島市）
	十和田工場（青森県十和田市）

(9) 従業員の状況 (令和4年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

区 分	従 業 員 数	前 期 末 比 増 減
鉄 構 建 設 事 業	393名	8名増
不 動 産 事 業	3名	—
全 社 (共 通)	44名	4名減
合 計	440名	4名増

② 当社の従業員の状況

従 業 員 数	前 期 末 比 増 減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
369名	1名減	41.4歳	14.7年

(10) 主要な借入先の状況 (令和4年3月31日現在)

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	850百万円
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	450百万円
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	437百万円

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、令和4年4月4日付で、東京証券取引所における新市場区分である「スタンダード市場」へ移行しました。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 140,000,000株
(2) 発行済株式の総数 40,763,046株 (うち自己株式265,681株)
(3) 株主数 4,105名
(4) 大株主 (上位10名)

株主名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	3,471	8.5
公益財団法人野澤一郎育英会	2,420	5.9
株式会社泉興産	2,302	5.6
株式会社野澤	2,038	5.0
株式会社三井住友銀行	2,023	4.9
住友不動産株式会社	1,978	4.8
株式会社三菱UFJ銀行	1,929	4.7
株式会社みずほ銀行	1,928	4.7
株式会社巴技研	1,481	3.6
三井物産株式会社	1,186	2.9

- (注) 1.持株比率は自己株式 (265,681株) を控除して計算しております。
2.持株数の千株未満は、切り捨てて表示しております。
3.持株比率は、小数点第2位以下を切り捨てて表示しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等（令和4年3月31日現在）

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役 取 締 役 社 長	深 沢 隆	社長執行役員、事業部門総括
代 表 取 締 役	正 岡 典 夫	副社長執行役員、社長特命事項、CSR・品質保証
取 締 役	高 本 敏 行	専務執行役員、営業総括、鉄構部門担当 （株）札幌巴コーポレーション代表取締役社長
取 締 役	三 木 康 裕	常務執行役員、本社部門長
取 締 役	西 原 普 明	常務執行役員、（株）東北巴コーポレーション代表取締役社長
取 締 役	神 崎 謙 二	常務執行役員、建設部門長、建設工事統括
取締役（常勤監査等委員）	堀 切 良 浩	
取締役（常勤監査等委員）	近 藤 一 樹	
取締役（監査等委員）	元 結 正 次 郎	国立大学法人東京工業大学環境・社会理工学院教授

- (注) 1.取締役（監査等委員）堀切良浩、近藤一樹、元結正次郎の各氏は社外取締役であります。
- 2.取締役（常勤監査等委員）堀切良浩氏は、長年金融機関に在籍し、また事業会社の企画・経理担当取締役としての経験があり、財務及び会計に関する相当の知見を有しております。
- 3.取締役（常勤監査等委員）近藤一樹氏は、長年の金融機関及び事業会社勤務の経験から、財務及び会計に関する相当の知見を有しております。
- 4.取締役（監査等委員）元結正次郎氏は、長年、東京工業大学にて研究職に従事しており、当社が得意とする構造設計に関する相当の知見を有しております。
- 5.社内の情報収集及び監査等の環境の整備を行うことにより、監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、堀切良浩氏及び近藤一樹氏を常勤の監査等委員として選定しております。
- 6.社外取締役（監査等委員）堀切良浩、近藤一樹、元結正次郎の各氏は、東京証券取引所及び札幌証券取引所の定めに基づく独立役員であります。
- 7.当社と各取締役（監査等委員）は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が規定する額としております。

- 8.当社は、当社取締役及び「(6)重要な子会社の状況」(21ページ)に記載の当社子会社の取締役及び監査役(当事業年度中に在任していた者を含む。)を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、保険料は全額当社が負担しております。当該保険契約では、被保険者が職務の執行につき行った行為(不作為を含む)に基づいて、保険期間中に損害賠償請求を受けた場合に、被保険者が法律上負担すべき損害賠償金及び訴訟費用を補填することとされております。但し、被保険者の職務執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者が違法に利益又は便宜を得たこと、犯罪行為、不法行為、詐欺行為又は法令、規則に違反することを認識しながら行った行為に起因する損害賠償につきましては補填されません。また、当該保険契約は、1年毎に契約更新しております。

9.当事業年度に退任した取締役

氏名	退任日	退任事由	退任時の地位・担当及び重要な兼職の状況
皆川宏進	令和3年6月29日	任期満了	取締役専務執行役員
正岡典夫	令和4年3月31日	辞任	代表取締役副社長執行役員

(2) 取締役の報酬等

①役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、令和3年2月12日開催の取締役会において取締役（監査等委員であるものを除く）の個人別の報酬等の決定方針を決議しております。

当事業年度に係る取締役の個人別報酬について、当該決定方針に基づき、基本報酬については、株主総会で決議された報酬の総額の範囲内において、業績への貢献度や職務遂行の評価を考慮し、賞与については、株主総会で決議された報酬の総額の範囲内において、連結当期純利益等を参考に、各取締役の当期の業績への貢献度や職務遂行の評価を考慮した上で、取締役会から委任を受けた代表取締役社長である深沢隆が決定しております。

取締役会は上記決定は当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次の通りです。

1. 報酬決定の方法

当社取締役の報酬は、取締役（監査等委員であるものを除く）と監査等委員である取締役を区分し、株主総会の決議によってその報酬枠を定め、取締役（監査等委員であるものを除く）については監査等委員である取締役の意見を聞いたうえで、取締役会の決議により報酬案の基本方針を決定する。代表取締役社長である深沢隆は各取締役の基本報酬の額及び、賞与の評価配分の決定の委任を受けるものとし、取締役会にて決議された報酬案の基本方針に基づき、決定する。

2. 報酬決定の基本方針

a 各取締役に共通する事項

当社取締役の報酬は月例の基本報酬及び6月、12月の賞与であり、共に全額固定報酬とする。月例報酬については業務内容及び能力、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績を考慮しながら、総合的に勘案した上で報酬水準を決定する。賞与については月例報酬の決定方法に加え、従業員の賞与額を参考に配分を決定する。

b 代表取締役

基本報酬については、当社全体の前年度予算の達成度及び当期業績への貢献度や職務遂行の評価、中期経営計画の達成状況を考慮し、決定する。賞与については連結当期純利益等を参考に、当社全体の当期業績への貢献度や職務遂行の評価を考慮し、決定する。

c 事業部門担当取締役

・鉄構部門担当取締役

基本報酬については、鉄構部門前年度予算の達成度及び当期業績への貢献度や職務遂行の評価を考慮し、決定する。賞与については、連結当期純利益等を参考に、鉄構部門の当期業績への貢献度や職務遂行の評価を考慮し、決定する。

・建設部門担当取締役

基本報酬については、建設部門前年度予算の達成度及び当期業績への貢献度や職務遂行の評価を考慮し、決定する。賞与については、連結当期純利益等を参考に、建設部門の当期業績への貢献度や職務遂行の評価を考慮し、決定する。

・管理部門担当取締役

基本報酬については、事業部門担当取締役の報酬を参考に当社全体の予算の達成度や職務遂行の評価を考慮し、決定する。賞与については、事業部門担当取締役の報酬を参考に職務遂行の評価を考慮し、決定する。

3. 報酬に関する株主総会の決議

当社の役員報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針及びその内容は、取締役（監査等委員であるものを除く）と監査等委員である取締役を区分し、それぞれ総枠を取締役（監査等委員であるものを除く）は300百万円以内、監査等委員である取締役は100百万円以内として、平成28年6月29日開催の第84回定時株主総会において決議している。

②当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別総額 (百万円)			対象となる 役員の数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	158 (-)	158 (-)	- (-)	- (-)	7 (-)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	33 (33)	33 (33)	- (-)	- (-)	3 (3)
合 計 （うち社外取締役）	192 (33)	192 (33)	- (-)	- (-)	10 (3)

(注) 1.上記には、令和3年6月29日開催の第89回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役（監査等委員を除く）1名を含んでおります。

- 2.取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は、平成28年6月29日開催の第84回定時株主総会において、年額300百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く）の員数は、6名です。
- 3.取締役（監査等委員）の報酬限度額は、平成28年6月29日開催の第84回定時株主総会において、年額100百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員）の員数は、3名です。
- 4.取締役会は、代表取締役社長である深沢隆に対し各取締役の基本報酬の額及び賞与の評価配分の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当事業について評価を行うには代表取締役社長が適していると判断したためであります。なお、委任された内容の決定にあたっては、監査等委員である取締役がその妥当性等について確認いたしました。
- 5.上記のほか、平成27年6月26日開催の第83回定時株主総会における役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給決議に基づき、令和3年6月29日開催の第89回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役（監査等委員を除く）及び令和4年3月31日をもって退任した取締役（監査等委員を除く）に対し、役員退職慰労金を以下の通り支給しております。

取締役（監査等委員を除く） 2名 12百万円

③社外役員が当社の子会社から受けた役員報酬等の総額

該当事項はありません。

(3) 社外取締役に関する事項

①他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

社外取締役（監査等委員）元結正次郎氏は、国立大学法人東京工業大学の教授であります。
国立大学法人東京工業大学と当社との間には特別な利害関係はありません。

②当事業年度における主な活動状況

	出席状況、発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役（常勤監査等委員） 堀 切 良 浩	<p>当事業年度に開催された取締役会10回のうち10回、監査等委員会16回のうち16回に出席いたしました。社外取締役就任以降、金融機関及び事業会社での豊富な経験と幅広い知識に基づき、経営の監督と経営全般への助言など社外取締役に求められる役割・責務を十分に発揮しております。</p> <p>監査等委員会においては、監査結果についての意見交換等、委員長として大局的かつ専門的見地から、適宜必要な発言を行っております。また、取締役会においては、議案・審議等に必要な助言・発言等を行っております。</p>
取締役（常勤監査等委員） 近 藤 一 樹	<p>当事業年度に開催された取締役会10回のうち10回、監査等委員会16回のうち16回に出席いたしました。社外取締役就任以降、金融機関及び事業会社での豊富な経験と幅広い知識に基づき、当社経営に対する実効性の高い監督等に十分な役割・責務を果たしております。</p> <p>取締役会及び監査等委員会においては、議案・審議等に必要な助言・発言等を行っております。</p>
取締役（監査等委員） 元 結 正 次 郎	<p>当事業年度に開催された取締役会10回のうち9回、監査等委員会16回のうち16回に出席いたしました。社外取締役就任以降、特に、長年にわたる東京工業大学での研究の経験を活かした構造設計の専門的な立場による多角的な観点から、監督、助言等を行うなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。監査等委員会においては、議案・審議等に必要な助言・発言等を行っております。</p>

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
公認会計士法（昭和23年法律第103号）第2条第1項の業務に係る報酬等の額	34百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	34百万円

(注) 1.当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、上記の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2.当社監査等委員会は、EY新日本有限責任監査法人の報酬について、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積り算出根拠などが適切であると判断し、これに同意いたしました。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

連結貸借対照表

(令和4年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	18,984,503	流 動 負 債	8,317,670
現金預金	4,455,897	支払手形・工事未払金等	2,555,894
受取手形	388,131	短期借入金	640,000
電子記録債権	1,248,870	未払法人税等	867,637
完成工事未収入金等	4,841,897	未成工事受入金	2,378,264
契約資産	5,876,586	完成工事補償引当金	17,609
未成工事支出金	1,317,300	賞与引当金	423,090
材料貯蔵品	155,192	工事損失引当金	82,000
販売用不動産	16,000	その他	1,353,174
その他	709,914	固 定 負 債	5,658,501
貸倒引当金	△25,288	長期借入金	1,227,500
固 定 資 産	32,651,410	繰延税金負債	2,398,126
有形固定資産	15,776,349	役員退職慰労引当金	9,206
建物・構築物	7,681,253	退職給付に係る負債	514,966
機械・運搬具	721,312	その他	1,508,703
工具器具備品	64,669	負 債 合 計	13,976,172
土地	6,117,109	純 資 産 の 部	
リース資産	57,906	株 主 資 本	34,009,714
建設仮勘定	1,134,097	資本金	3,000,012
無形固定資産	217,152	資本剰余金	1,749,049
投資その他の資産	16,657,908	利益剰余金	29,700,070
投資有価証券	16,385,205	自己株式	△439,418
その他	272,711	その他の包括利益累計額	3,650,026
貸倒引当金	△8	その他有価証券評価差額金	3,663,062
資 産 合 計	51,635,914	退職給付に係る調整累計額	△13,036
		純 資 産 合 計	37,659,741
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	51,635,914

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

連結損益計算書

(令和3年4月1日から
令和4年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		25,301,888
完成工事高	23,277,093	
不動産事業売上高	2,024,794	
売 上 原 価		19,848,037
完成工事原価	18,953,377	
不動産事業売上原価	894,659	
売 上 総 利 益		5,453,850
完成工事総利益	4,323,716	
不動産事業総利益	1,130,134	
販売費及び一般管理費		1,956,602
営 業 業 利 益		3,497,248
営 業 外 収 益		485,808
受取利息配当金	438,404	
持分法による投資利益	15,841	
その他	31,561	
営 業 外 費 用		51,835
支払利息	37,864	
その他	13,971	
経 常 利 益		3,931,220
特 別 利 益		6,340
固定資産売却益	5,885	
その他	454	
特 別 損 失		16,315
固定資産除却損	16,315	
税金等調整前当期純利益		3,921,246
法人税、住民税及び事業税		1,190,552
法人税等調整額		△25,696
当 期 純 利 益		2,756,390
親会社株主に帰属する当期純利益		2,756,390

連結株主資本等変動計算書

(令和3年4月1日から
令和4年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本					その他の包括利益累計額(注)	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	3,000,012	1,749,049	27,267,659	△439,405	31,577,316	3,595,716	35,173,032
当期変動額							
剰余金の配当			△323,979		△323,979		△323,979
親会社株主に帰属する当期純利益			2,756,390		2,756,390		2,756,390
自己株式の取得				△13	△13		△13
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)						54,310	54,310
当期変動額合計	-	-	2,432,411	△13	2,432,398	54,310	2,486,708
当期末残高	3,000,012	1,749,049	29,700,070	△439,418	34,009,714	3,650,026	37,659,741

(注) その他の包括利益累計額の内訳

(単位：千円)

	その他の包括利益累計額		
	その他有価証券評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計
当期首残高	3,508,875	86,841	3,595,716
当期変動額			
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	154,187	△99,877	54,310
当期変動額合計	154,187	△99,877	54,310
当期末残高	3,663,062	△13,036	3,650,026

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

貸借対照表

(令和4年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産	18,232,426	流動負債	8,025,968
現金預金	3,637,462	工事未払金	2,670,553
受取手形	388,131	短期借入金	640,000
電子記録債権	1,248,870	未払金	265,241
完成工事未収入金	4,778,088	未払法人税等	772,873
不動産事業未収入金	63,808	未成工事受入金	2,378,264
契約資産	5,876,586	完成工事補償引当金	17,609
未成工事支出金	1,348,986	賞与引当金	370,000
材料貯蔵品	25,446	工事損失引当金	82,000
販売用不動産	16,000	その他	829,426
その他	874,989	固定負債	5,351,564
貸倒引当金	△25,945	長期借入金	1,227,500
固定資産	31,649,066	長期預り敷金保証金	1,262,199
有形固定資産	13,702,096	繰延税金負債	2,392,413
建物	6,276,325	退職給付引当金	323,144
構築物	248,539	その他	146,307
機械装置	234,851	負債合計	13,377,533
車両運搬具	3,331	純資産の部	
工具器具備品	41,361	株主資本	32,840,897
土地	5,385,383	資本金	3,000,012
リース資産	49,677	資本剰余金	1,658,242
建設仮勘定	1,462,625	資本準備金	1,658,242
無形固定資産	209,325	利益剰余金	28,292,749
ソフトウェア	175,590	利益準備金	750,003
その他	33,735	その他利益剰余金	27,542,746
投資その他の資産	17,737,645	固定資産圧縮積立金	2,324,521
投資有価証券	16,365,650	別途積立金	7,700,000
関係会社株式	590,035	繰越利益剰余金	17,518,224
長期営業外未収入金	55,000	自己株式	△110,107
その他	727,996	評価・換算差額等	3,663,062
貸倒引当金	△1,038	その他有価証券評価差額金	3,663,062
資産合計	49,881,493	純資産合計	36,503,960
		負債・純資産合計	49,881,493

損益計算書

(令和3年4月1日から
令和4年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		25,307,132
完成工事高	23,277,093	
不動産事業売上高	2,030,038	
売 上 原 価		20,273,656
完成工事原価	19,378,996	
不動産事業売上原価	894,659	
売 上 総 利 益		5,033,476
完成工事総利益	3,898,097	
不動産事業総利益	1,135,378	
販売費及び一般管理費		1,889,585
営 業 利 益		3,143,891
営業外収益		484,341
受取利息配当金	452,817	
その他	31,524	
営業外費用		52,557
支払利息	37,864	
その他	14,693	
経常利益		3,575,675
特 別 利 益		6,340
固定資産売却益	5,885	
その他	454	
特 別 損 失		1,014
固定資産除却損	1,014	
税引前当期純利益		3,581,000
法人税、住民税及び事業税		1,065,948
法人税等調整額		△26,964
当 期 純 利 益		2,542,017

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

株主資本等変動計算書

(令和 3 年 4 月 1 日から
令和 4 年 3 月 31 日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本						評価・換算差額等	純資産合計
	資 本 金	資本剰余金	利 益 剰 余 金		自 己 株 式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	
		資本準備金	利益準備金	その他利益 剰余金(注)				
当 期 首 残 高	3,000,012	1,658,242	750,003	25,324,708	△110,094	30,622,872	3,508,875	34,131,747
当 期 変 動 額								
剰余金の配当				△323,979		△323,979		△323,979
当 期 純 利 益				2,542,017		2,542,017		2,542,017
自己株式の取得					△13	△13		△13
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)							154,187	154,187
当 期 変 動 額 合 計	-	-	-	2,218,038	△13	2,218,025	154,187	2,372,213
当 期 末 残 高	3,000,012	1,658,242	750,003	27,542,746	△110,107	32,840,897	3,663,062	36,503,960

(注) その他利益剰余金の内訳

(単位：千円)

	固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金	そ の 他 利 益 剰 余 金 合 計
当 期 首 残 高	2,338,376	7,700,000	15,286,331	25,324,708
当 期 変 動 額				
固 定 資 産 圧 縮 積 立 金 の 取 崩	△13,854		13,854	-
剰余金の配当			△323,979	△323,979
当 期 純 利 益			2,542,017	2,542,017
当 期 変 動 額 合 計	△13,854	-	2,231,893	2,218,038
当 期 末 残 高	2,324,521	7,700,000	17,518,224	27,542,746

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

令和4年5月27日

株式会社 巴コーポレーション
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 遠藤正人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 井上裕人

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社巴コーポレーションの令和3年4月1日から令和4年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社巴コーポレーション及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告書

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

令和4年5月27日

株式会社 バコーポレーション
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 遠藤 正 人
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 井上 裕 人

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社バコーポレーションの令和3年4月1日から令和4年3月31日までの第90期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告書

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの第90期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、EY新日本有限責任監査法人と協議を行うとともに、その監査結果の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和4年5月27日

株式会社 巴コーポレーション 監査等委員会

常勤監査等委員 堀切良浩 ㊟

常勤監査等委員 近藤一樹 ㊟

監査等委員 元結正次郎 ㊟

(注) 常勤監査等委員堀切良浩、近藤一樹及び監査等委員元結正次郎は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

メ モ

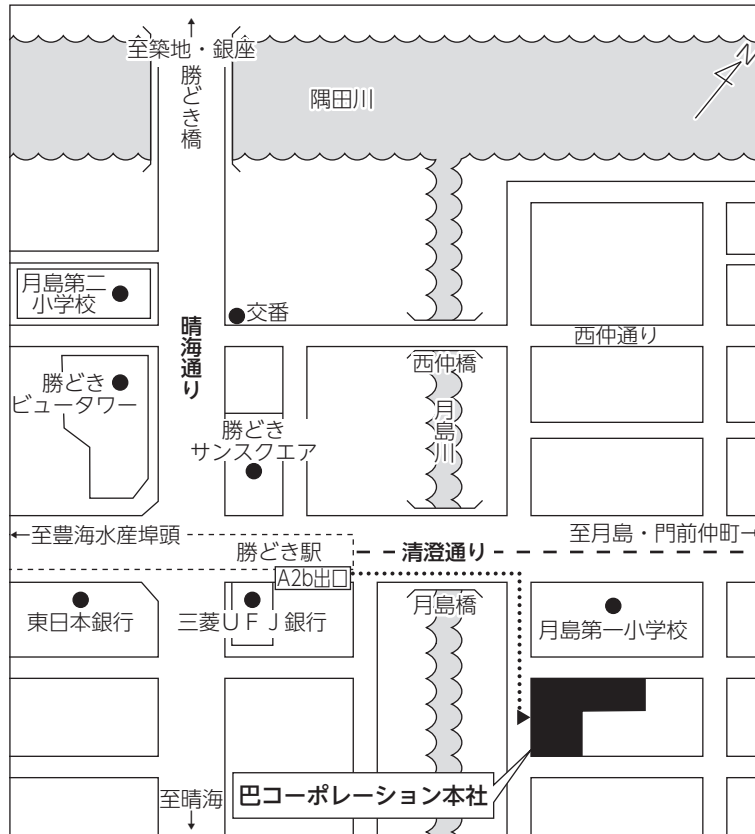
A series of 18 horizontal dashed lines for writing.

株主総会会場ご案内

会 場：東京都中央区月島四丁目16番13号 当社本社2階会議室

電 話：03-3533-5311(代表)

アクセス：地下鉄／都営大江戸線勝どき駅下車 A2b出口より徒歩3分



お願い：駐車場の準備がないため、車でのご来場はご遠慮ください。